債権者集会招集

書面による計算報告

特別清算開始

令和８年（ヒ）第１００１号
長野市鶴賀権堂町２３１２番１号
清算株式会社　シソーラス株式会社
代表清算人　荒井　雄彦
１　決定年月日　令和８年５月２９日
２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
長野地方裁判所民事部

特別清算終結

令和８年（ヒ）第１号
兵庫県尼崎市武庫元町二丁目１６番１２号
清算株式会社　株式会社ＡＳＭ管理
１　決定年月日　令和８年５月２７日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。
神戸地方裁判所尼崎支部

令和８年（ヒ）第２号
兵庫県尼崎市武庫元町二丁目１６番１２号
清算株式会社　明日香食品株式会社
１　決定年月日　令和８年５月２７日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。
神戸地方裁判所尼崎支部

令和８年（ヒ）第３号
兵庫県尼崎市武庫元町二丁目１６番１２号
清算株式会社　株式会社モンマルシェ商事
１　決定年月日　令和８年５月２７日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。
神戸地方裁判所尼崎支部

令和７年（ヒ）第３６号
京都市下京区七条御所ノ内南町８３番地
清算株式会社　株式会社リベックス
１　決定年月日　令和８年５月２８日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。
京都地方裁判所第５民事部

特別清算協定認可

令和８年（ヒ）第２００７号
東京都中央区日本橋浜町一丁目１番１２号
清算株式会社　株式会社ＰＭプロジェクト
代表清算人　泰道　真也
１　決定年月日　令和８年５月28日
２　主文　次の協定を認可する。
協　定
第１　通則
１　利息・遅延損害金の免除
協定債権のうち、一切の利息及び遅延損害金については、本協定における弁済時に免除を受ける。
２　弁済の場所及び端数の処理
協定における弁済は、各協定債権者の指定する金融機関口座に振り込む方法により実施する。ただし、振込手数料は、清算株式会社の負担とする。
なお、割合弁済の結果生じる１円未満の端数は切り捨てるものとする。
第２　協定債権額の確認
清算株式会社及び各協定債権者は、特別清算開始決定時の各協定債権者の協定債権額が別紙記載のとおりであることを確認する。